

第21回

読谷村農業委員会会議録

第21回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和4年 5月 25日 (水)				
開催時刻	14時00分 開会 15時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者8名 欠席者2名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	欠	8番	知花 毅	欠
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者8名 欠席者-名			
氏名		摘要	氏名		摘要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員	5番 比嘉 健二 6番 知花 勝也				
事務局職員	局長 新垣 功 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第5号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程6	議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第25号 非農地証明願について
日程8	議案第26号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について
日程9	議案第27号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」 「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)」について

議長

これより第21回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1. 会長諸般の報告 —
- 日程2. 会議録署名委員の指名について —
- 日程3. 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向け、総会時間を短縮するために、現地確認は事前に済ませております、それでは進行したいと思います。

日程4の報告第5号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

では、議案書2ページをお開きください。
報告第5号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局のほうから報告がありましたけれども、これも報告ですので、質問がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では次に日程5の議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書5ページをお開きください。
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して質疑、採決を行います。まず発言の際は自分の名前を述べてから御意見を願いたいと思います。

では、これより審議に入ります。受付番号1番について意見を願いたいと思います。

- 委員（9番） 9番、真栄田です。写真の1ページを御覧ください。受付番号1番の土地は住宅に囲まれており、何ら問題ないが、書類等の不備があり許可基準適合表をクリアしていない、不許可でお願いします。
- 議長 真栄田委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見でありました。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声ですので進行します。
では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、不許可相当で進達することよろしいですか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に日程6の議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 議案書6ページをお開きください。
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について。
- 議長 ただいま議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても、航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略し質疑、採決を行ってまいります。
これより審議に入ります。受付番号1番について現地を確認した委員のほうに御意見をお願いしたいと思います。
- 委員（9番） 9番、真栄田です。受付番号1番の土地は用途地域にあり、周辺も家が建っており許可基準適合表もクリアしておりますので、何ら問題はないかと思えます。許可相当でお願いします。

議長 真栄田委員のほうからは、周辺が住宅地として利用されていて、許可基準適合表もクリアしているということで、許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からの御質疑等ありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしですので進行します。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。

委員(9番) 受付番号2番の土地も周辺を住宅に囲まれており、第一種低層住居専用地域でありますので、許可基準適合表もクリアしており、何ら問題ないかと思えます。許可相当でお願いします。

議長 真栄田委員のほうからは、何ら問題なく許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしですので進行します。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は、意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号3番について、現地を確認した委員、お願いします。

委員（7番） 7番、知花です。写真の3ページをお願いします。こちらは第一種低層住居専用地域だが、500平米を超えているということで×がついているので、不許可をお願いします。

議長 知花委員のほうからは許可基準適合表がクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしですので進行します。
では、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号3番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号4番について、現地を確認した委員の御意見をよろしいですか。

**比嘉豊彦
推進委員** 豊彦です。受付番号4番は500平米を超えているし、基準適合表も×がついていますが、現在どうなっているか事務局をお願いします。

事務局 今朝、都市計画課のほうに確認はしておりますが、まだ未提出ということですので、そのまま×をお願いします。

**比嘉豊彦
推進委員** じゃあ×ということで、不許可相当をお願いします。

議長 比嘉推進委員のほうからは、今日現在で、この許可基準適合表が示されていないということで不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号5番について、現地を確認した委員から御意見をよろしいですか。

委員(9番)

9番、真栄田です。受付番号5番の土地は森岡産業の上で、隣の用地も資材置場として利用されており、何ら問題ないが、適合表がクリアされておりませんので、不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号5番は意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に日程7の議案第25号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書 8 ページをお開きください。
議案第25号 非農地証明願いについて。

議長

ただいま議案第25号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。

では、これより審議に入ります。受付番号1番と2番は関連しておりますので、一括して審議をしたいと思っております。まず現地を確認した屋宜委員の御意見でよろしいですか。

委員（2番）

航空写真の6ページをお願いします。この土地は見てのとおり面積も小さいし、長年耕作されていない状態です。よって証明相当でよろしいかと思っております。

議長

屋宜委員のほうからは、この土地は長年耕作もされていなくて証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしですので進行します。

質疑を終結してこれより採決に入ります。受付番号1番については、御意見のとおり証明相当で決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

続きまして受付番号2番についても証明相当と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。

次に受付番号3番、4番も関連しておりますので、一括して審議をしたいと思っております。まず現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

- 委員（7番） 7番、知花です。写真の3ページをお願いします。隣接地主の話によると分筆で残された土地になるみたいで、隣の住宅の進入路沿いに、この絵では見づらいんですが、縦長に残されている土地みたいで、1つが0.1平米、もう1つが1.24平米ととても畑としては使える土地ではないと思いますので、証明相当をお願いします。
- 議長 知花委員のほうからは、畑としては利用できない土地であって、証明相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からの何かありましたら。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声ですので進行します。
質疑を終結してこれより採決に入ります。受付番号3番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。
続いて受付番号4番も証明相当と決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号4番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認の記載につきましては、事務局に一任することよろしいでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。
次に日程8の議案第26号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局	<p>議案書13ページをお開きください。</p> <p>議案第26号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。</p>
議長	<p>ただいま議案第26号の農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由説明がございました。この意見決定の件につきまして質疑のある方は挙手をして質問をお願いしたいと思います。</p>
知花推進委員	<p>知花 勝です。まず16ページと17ページに関する設定する利用権の坪単価です。坪単価で特に花卉で72円、16ページではそうなっているけれども、17ページのときには野菜や花卉などが100円になっていますね。この違いを御説明いただきたいなというのと、継続していますので、これまでの納付状況、それを事務局でお分かりでしたらまずお知らせをください。以上です。</p>
事務局	<p>坪単価の違いはただいま確認しております、確認が取れた後に説明します。納付状況は、今年度で利用権設定の3年が終わっております。令和元年度から開始しているが、実際はその年で納付ができずに延滞という形になったが、期限が過ぎてしまったが、その後回収しています。令和元年度、令和2年度、この2か年について滞納分はありません。令和3年度分は実際には会計年度としては3月末ではあるが、今5月中が出納整理期間ということで納付可能なのが今月いっぱいということになっています。その中で5法人中3法人に関しましては完納しており、残り2法人につきましても今月中では完納できるということで調整しております。また2法人中1法人は一部納付も行っています。1法人は全額未納付だが、今月中には支払予定と確認しているため、滞納は無いものしております。令和元年度、2年度分に関しては滞納分に関しては全て納付済みとなります。</p>
知花推進委員	<p>分かりました。権利未設定とか白紙状態になっていますね、周辺に赤で書かれているのもあるが、どこがまだ未指定なのか判明しないですね。どこを未指定エリアと解釈すればよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね、色塗り箇所が利用権設定箇所として表になっていますので、色塗りが無い場所、特に東の右側等未整備地等が多いが、こちらに関しては権利設定されていないと捉えていただいて大丈夫です。</p>

知花推進委員 次の細長いやつ。この中で番号とすると6、8、10の灰色の部分です。これはいらんまとか書かれている識別カラーの中に載っていない。これが1つ。

それから、この番号の中で丸1とか三角4とか、このことも番号だったら同じだと思ったけれども印が違う。丸1と三角のものが上に書かれているが、この違いを御説明いただけますか。意味分かりますか。2つありますよ、今質問は。

事務局 まずは灰色のところは、そうですね、法人ではなくて、これは今役場で使っている分です。今言っている灰色の分です。

知花推進委員 そしたらその上の識別一覧の中にその灰色も入れて、灰色状態にしないほうがいいのではないか。

事務局 それか抜くかですね。利用権設定を5法人が利用権設定をしていますので、この5法人で色分けされている部分、そちらの分が利用権設定されている土地というところになります。この灰色の分に関しては利用権設定されていません。役場の研修施設等というところになり、あくまで役場なので未設定ですし、今後も設定はしません。

知花推進委員 利用権設定と書いてある。

事務局 1枚が表のほうでこの先進農業支援センターを白抜きにやっていますので、支援センターの右側ですね、縦で白抜きされていますので、利用権設定されていないというところですが、同じようにこちらは白抜きで法人への利用権設定ではございません。

知花推進委員 分かりました。そうしたら1丸、三角、四角。

事務局 こちらはちょっとすみません。確認させてください。これは作物であったり、ハウスのほうもダッジハウスがあったり平張りがあったりしますので、それで分けているが、それがどれかというのが今はっきりとは言えない、同じ位置にマンゴーであってもこの作付けしているもの、あるいはこのハウスの形状とか、それで分けています。

知花推進委員	分かりました。三角はどういう表示、丸はどういう番号でやりますという形で出していただければ。わかりにくいので、ぜひお願いいたします。
比嘉豊彦 推進委員	今の先進地域ですけれども、一部やっていると思う。いちごのメンバーは更新していないのでは。
事務局	いちごの話は日立がやっているものですよね。それについては結局今、取扱いとしては研修施設ということになっています。今日立、MHC…とか、名前が変わったんですけど日立さんですね。向こうは、今度で3年目ですよね。向こうの設定としては5年間です。5年間の研修施設の借用期間は5年で、今日立が2棟入っているが、そこについては5年間の使用期間で更新できるということで条例上なっており、今度4年目に入るところになります。今後も扱いとしては研修施設ということだが、そのまま継続してやってもらう。
知花推進委員	あと1点、よろしいですか。それぞれの法人がございますよね。この法人の構成メンバー、構成人数でいいですよ。できたら更新時期でもあるから、さっき未払い部分もあって払う可能性ありというものもあるんで、どれぐらいの構成メンバーでその法人は確立しているか掌握できているか。
事務局	これは社員名簿でいいですか。
知花推進委員	主のその構成メンバーは法人に利用権設定するものだから、構成人数は知っておきたいなと思う
事務局	読谷山野は座喜味の住所の方が21名、喜名が2名、伊良皆が1名、比謝が1名、古堅が2名、楚辺が1名、また沖縄市1名、那覇市1名、合計30名。
知花推進委員	そべは。もし今できなかつたら後日でもいいですから、その方々に利用権設定をするわけだから、構成人数がどう変化しているのかどうかというふうなものは大事だと思うので、お聞きいたしました。ぜひ追加資料として次の農業委員会には出してください。

事務局

この農業法人については毎年この決算状況等を報告すること、毎年報告することは義務になっていますので、そういった報告等もありますので、そこから今言った人数とか、そういったものは拾い出すことはできます。ただ、今うちのこの農業委員会のほうに出されている報告のほうで、例えばこの中で社員何名という形ですぐ出ていけば、すぐ今5法人すぐ答えられるんですけども、この社員名簿ということで通し番号が書かれていないものですから、今答えるとなったら全部数えていくしかないものですから、すみません。

知花推進委員

先ほどの事務局の説明の中で、沖縄市とか他市町村のところにもまたがったような形の構成メンバーになっているので、本籍は読谷だとか、そういうのも分かればありがたい。そういう状況でしょうねということと理解しているが、そうですか。

事務局

プレミアム契約ですか。そうですね、必ず読谷じゃなくてもそこは。そこはこの法人のほうで決めていきますので、法人との関係になってきますので、村のほうとして、また農業委員会のほうとしてはあくまでも利用権設定をするのは法人と設定するので、そこから法人は土地を利用し、プレミアム契約というのをちゃんとやってくれということでの指導はしています。プレミアム契約をされる人が例えば住所要件とかについては、村も農業委員会も把握しておらず、各法人に任せている。

また先ほど最初にありました利用権設定の坪単価が違うけどというところは、こちらについては露地や平張り等で坪単価のほうはそこで変わっています。作目と施設のところですね、施設なのか露地なのか、そういったところでこの単価のほうを設定されていますので、これはその単価というところを統一単価としています。

議長

いろいろ委員の皆さんの御質問に対して事務局の回答に御理解よろしいでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

委員（7番）

自分もこの関係で質問していいか。いちごの使用料は幾らになっていますか。

事務局 いちごは施設の年間使用料が42万円、その研修施設を2棟使っていますので84万円になります。また別途使用している電気代等はこちら負担してもらっています。

議長 では進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長 では質疑を終結して、これより採決に入りたいと思います。ただいま議題になっております議案第26号 農用地利用集積計画(案)に係る権利設定については原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第26号は原案どおり決定されました。

では次に日程9の議案第27号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)」についてを議題とします。こちらの説明と質疑応答については令和3年度の活動に対する点検・評価(案)と令和4年度最適化活動の目標の設定(案)に分けたいと思います。まず、令和3年度活動に対する点検・評価(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 では議案書22ページをお開きください。

議案第27号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)」について。上記について、農業委員会の意見を求めます。内容につきましては、うちの寺西係長のほうから説明します。

議長 ただいま議案第27号の令和3年度の活動に対する点検・評価(案)について、事務局から説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いします。

- 委員（４番） 瀬名波半多原の違法転用の宿泊施設はどうなっているか。
- 事務局 去年、県と現場を再度確認等も行っているが、正直言って県の動きが少し鈍いところがあります。前年度、係長のほうからも何度か県と協議を行っているが、まだ止まっているような状況ですね。県のほうで具体的に何らかの動きとか、まだやっていないですし、またどういうふうに進めるよというのも来ていない。村としてはこういう状態になっているので、村だけではちょっと指導が難しいという話もしているが、県もそこからの動きがまだ鈍いところがあります。県との協議は今後も続けてやっていきます。
- 委員（６番） 今まで代が変わって何も動いていないということによろしいですか。元進さんが３月で終わりましたよね。変わって何も聞いていないということは動いていないということによろしいですか。
- 事務局 こちらからは、特に事務局からは動いていなくて、県も一応動きが今鈍いというのは話の中では一応聞いてはいる。
- 委員（６番） こっちが聞いているのは引き継ぎです。ああいうふうに住てられている、不法にですよ。
- 事務局 それをいつまで放置するかというところですよ。
- 委員（６番） 例えば住宅を建てられました。そのまま何も動かないでずっと居座り続けている状態になるとどうなりますか。ずっと常に後追いというか、聞かないと答えは返ってこない状況ですので、向こうも動いていない、県も動いていないということはそういうことじゃないかなと。農地でああいうことをされているのを農家の方々は毎日見ているわけ。どうなっているのと聞くが、答えは僕らが持っていないですから、答えようがないのと一緒です。
- 事務局 実際渡具知、古堅とか、あの辺もそういった形でずっと延び延びになって今の状況というところもありますので。

- 委員（6番） そのままにしているのが一番駄目で、聞いていませんとか、分かりません、動いていませんでは答えにならない。
- 議長 この件に関しては、県とかの動きがあれば事務局のほうから随時報告すると。
- 委員（5番） 前の話では、300万円の罰金という話まで出ていた。その後からは何も進展もないのか。やるなら早めに罰金とか。
- 委員（7番） 強制代執行もできるみたいです。そういったところまで動かなくなっていった。
- 事務局 再度こちらでちゃんと確認して、状況報告できるようにしますので、すみませんがよろしくお願いします。
- 議長 今回の件に対しては動きがあればまた事務局から報告させると。
- 委員（2番） 2番、屋宜です。違反転用の件で渡具知、古堅地区がちょっと気まぐずい思いですね。もうどんどん増えつつあります。自分に情報あるところはあと1件増えそうです。というのは、地主さんは高い人に貸したい。農家の30倍ぐらいで借りています。現に私が借りていた土地もそれで契約が終わった。その地主が貸そうとしているからどうしようもない、行政が動いて県が、渡具知はもうずっと前から、それよりはもう除外したほうがいいんじゃないかなと思うぐらいです。業者間で情報を取り合ってどんどん、渡具知に集まりつつある。うちの長男が農地を借りる話までできていたが、地主の子供が待ったということで、これはどうしようもない。指導看板も立ててはいけない、看板があつたら示しがつくが、村も県も行政側ともうちょっと強制的にやらないと動かないと思います。
- 議長 この辺も事務局で対応をひとつ検討してください。
- 委員（4番） 今、座喜味城からダムに行くようにしたら途中で畑のほうに、トンブロックの上にトレーラーを置いて何か施工しているが、事務局のほうでそこら辺の確認はされているんですか。

事務局	最近からコンテナが置かれていると確認しています。
委員（4番）	トンプロックを置いて、トレーラーを置いてあるから。畑作業はしているけど、何か意味があるのかなど。倉庫にするのか、トレーラーを置いてあるから。そこら辺確認が必要なのか、何なのか。
事務局	今言ったものはちょっとそういった届け出情報等、こっちに今はないということですので、確認させてください。
議長	今の質問に対して事務局で後日また報告させたいと思います。 なければ進行しますか。
知花推進委員	議長、1点ですが、先ほど屋宜さんが話していたものは大事だと思うので、農業委員会として違反でどんどんやられているところの実態を見てきて、屋宜さんが話したように、除外も含めて現場を何名かで集団で見ると、そして村当局に提案するというのを残したほうがいいんじゃないかと、意見として申し上げたいと思います。現場を見て、どうしようもなかったら。
委員（2番）	今は違反転用の看板も立てられない。
事務局	そうですね、1回渡具知で立てたみたいなんですけど。
委員（2番）	立てたのを確認しましたが、すぐなくなっていたものだから。
事務局	県の指導としては看板を立てるなどのことで、抜いた経緯があります。訴訟がほかの市町村であり、看板を今は立てないということになっているそうです。同じように看板を立てたところ、相手側が訴訟を起こしていると。ちょうど最中というところもあって、県から今はこういう状況だから看板はやめてくれ、と依頼があったため撤去しました。ただ、その訴訟については看板を立てたから違法云々ということにはならないとなったが、そういった経緯から撤去を行っている。

委員（2番）	<p>渡具知はすぐ隣がやっているのに何でと言われて、いやこっちは土地改良内だから、土地改良内はもう全然できませんよと、私のほうに聞いてくれたからよかったけど、地主がなぜ隣が出来て自分はだめなのか自分の土地の使い方も決められないのかと、すぐ隣接するところもどんどん使っているものだから。今の言う道反対はちょっとだけ土地改良やって、あとはもう土地改良されていないものだから、みんなも業者はつくっていいところだと思っている。ましては看板も立てられないので違法とっていない。</p> <p>これを認めるぐらいなら、除外したほうがいいんじゃないか。かん水設備もない、それよりも農業委員会としては土地改良内をしっかりと守ろうと、渡具知ではそれしかできない。</p>
議長	<p>今の質問に対して動き等があったらまた事務局のほうから報告する感じでよろしいですか。</p>
議長	<p>進行したいと思います。ほかに質疑がなければ令和4年度の最適化活動の目標の設定（案）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書28ページをお開きください。 令和4年度最適化活動の目標の設定（案）について説明します。</p>
議長	<p>ただいま令和4年度最適化活動の目標の設定（案）について、事務局のほうから説明がございました。この件について質疑のある方は挙手をして質問をどうぞ。</p>
知花推進委員	<p>祭りを開かれる可能性があるからこういう計画をされているんでしょうか。</p>
事務局	<p>例年、祭りがあったときは農協のブースのほうでこういった相談会などを行っているので、祭りがあった場合は一応そこを利用してやるのがいいのかなと思っています。祭りがなければ別のイベントを利用して説明会などを設定できればなと考えています。人が集まる祭りが一番いいのかなというふうには考えています。</p>
議長	<p>ほかに御質疑ないでしょうか。質疑なければ進行しましょうか。</p>

(「進行」の声あり)

議長

質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第27号の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)」については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第27号は原案どおり決定しました。

これにて日程1から日程9まで全て審議が終了しました。議決事項における議事整理については会長に一任することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第21回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので厚く御礼を申し上げます。これで総会は閉じます。